新旧対照表

○神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例

新	旧
(設置場所の基準)	(設置場所の基準)
第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。	第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 墓地(埋葬を行うものに限る。)又は火葬場にあっては、その境界線	(2) <u>墓地等の境界線と人家、学校等</u> との距離が規則で定める距離以上である
<u>と人が現に居住その他の使用をしている建物</u> との距離が規則で定める距離	こと。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない
以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から	と認めるときは、この限りでない。
支障がないと認めるときは、この限りでない。	
(3) 墓地(埋葬を行うものを除く。)又は納骨堂にあっては、その境界線	(新規)
と病院その他の規則で定める施設との距離が規則で定める距離以上である	
こと。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない	
と認めるときは、この限りでない。	
<u>(4)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)